

保護者等 様

京都府立盲学校
校長 山下 融子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都府における新型コロナウイルス感染症については、8月4日から8月31日までを期限として、「京都B A. 5対策強化宣言」が出されているところですが、依然として高い感染レベルが継続している状況です。

つきましては、2学期開始にあたり、下記のとおり対応いただきますよう、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

なお、御質問や御心配等ありましたら、担任や各総括主事まで相談いただきますようお願いいたします。

記

1 御家庭で協力いただきたいこと

(1) 幼児児童生徒の皆さんへ

- ◆学校に登校するなど外出する場合は、朝（登校前）の検温と健康観察をすること。
発熱等の風邪症状や体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養すること。
- ◆下校時は、生徒同士で飲食や寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。
- ◆外出する時は、【密閉・密集・密接】を避け、マスクを着用するとともに、こまめに手洗い・うがいを行うこと。
- ◆公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、会話を控えること。
- ◆感染者や濃厚接触者及び医療従事者等、またワクチン接種の有無が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならないよう、十分配慮・注意するとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をすること。

(2) 保護者等の皆様へ

- ◆御家庭でも「学校の新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を行っていただくとともに、人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。
- ◆お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしてください。
- ◆発熱等の風邪症状がある場合は、決して無理をせず、自宅での休養と医療機関の受診をお願いします。また、その結果を必ず学校に報告してください。
- ◆御家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、登校を控えてください。
- ◆学校で、お子様に発熱等の風邪症状が現れた場合、早急に保護者等による迎えをお願いすることがあります。学校からの電話連絡に御留意ください。
- ◆いずれも「出席停止」の取り扱いとします。
- ◆新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、早急に必ず学校に連絡してください。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・御家族等がPCR検査等を受検する場合においても、早急に必ず報告いただきますようよろしくお願いいたします。

2 その他

- (1) かかりつけ医がいない方で、身近な医療機関（地域の診療所・病院）が夜間や休診である時、発熱等の風邪症状が続くなど感染が疑われる場合は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話 075-414-5487〕へ相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、本文書の内容が変更されることがありますので、学校からの連絡には御留意ください。
- (3) 御不明な点等がありましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先：【大徳寺校地 075-492-6733】【花ノ坊校地 075-462-5083】

【土日祝日の新型コロナウイルス感染症に関する緊急連絡先 080-2241-3592】

3 備考

京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター等について、情報提供します。

京都府・京都市では、「京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター」及び「京都市新型コロナウイルス陽性者フォローアップセンター」を整備し、医療用抗原検査キットや無料検査場を利用した確定診断等が受けられるようになっています。

【利用方法】

電子申請となります。

<京都市以外の京都府域にお住まいの方>

京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseitouroku.html>



<京都市内にお住まいの方>

京都市新型コロナウイルス陽性者フォローアップセンター

<https://form.run/@kyotocity-corona2>



【確定診断の流れ】

①医療用抗原検査キットや無料検査場の検査で陽性が判明

※抗原検査キットは薬局で市販されています。キットの有無は最寄りの薬局にお問い合わせください。

(発熱などの症状が出る前に御準備ください。また、現時点ではネット販売されているものは「研究用」であり、陽性者登録センター等の確定診断には使えませんので御注意ください。)

②陽性者登録センターへ電子申請

③医師による確定診断

④自宅療養の開始

【申請できる方の条件】

次の全てを満たしている方が利用できます。

- ・ 6歳から64歳までであること
- ・ 無症状又は軽症であること
- ・ 基礎疾患がないこと
- ・ 申請前に既に医療機関で陽性の診断を受けていないこと